

令和6年度飯豊町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、地域における人口減少や少子化対策の強化を図るため、婚姻し生活基盤を町内に置く新婚世帯に対し、住居費、引越費用及び住宅のリフォーム費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに居住するための町内の賃貸住宅を賃借する際に要する費用（事業期間に支払われたものに限る。）のうち、賃料、敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 婚姻に伴う引っ越しに係る費用で、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。ただし、事業期間内に引っ越し、当該費用を支払ったものに限る。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であり、事業者が発行する領収書等により支払いが確認できるものをいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は含めないものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得額（直近の所得証明書に基づく夫婦の所得額の合算。以下「合計所得額」という。）が500万円未満であるとともに、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。ただし、新婚世帯が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次に定めるところにより算出した額を合計所得額とする。
 - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、交付申請時において無職の場合は、当該離職している者の所得額はないものとみなして夫婦の所得を算出する。
 - イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
- (2) 対象となる住宅が飯豊町内にあること。
- (3) 事業期間の申請時において前号の住宅の住所に夫婦又は夫婦のいずれかが、転居届又は転入届を提出し、受理されていること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 夫婦の双方が、次のいずれにも該当すること。

ア 町税及び町に対し納入義務を有する納入金の滞納がないこと。

イ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める被保護者でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）でないこと。

（補助対象経費）

第 4 条 補助の対象となる経費（消費税及び地方消費税を含む。）は、新婚世帯が令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に支払った住居費、引越費用及びリフォーム費用とする。ただし、夫婦の双方又は一方が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当の支給額を控除するものとする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、1 世帯当たり、婚姻日における年齢が 29 歳以下（夫婦いずれかの高い年齢）の場合は 60 万円を上限とし、30 歳以上 39 歳以下（夫婦いずれかの高い年齢）の場合は 30 万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飯豊町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和 7 年 3 月 31 日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本（全部事項証明）
- (2) 住民票の写し（世帯全員のもの）
- (3) 所得証明書（申請時点における直近の夫婦のもの）
- (4) 納税証明書（申請時点における直近の夫婦のもの）
- (5) 賃貸住宅の賃貸借契約書及び住居費に係る領収書の写し（新たに賃借した場合）
- (6) 住宅手当支給状況証明書（様式第 2 号）
- (7) 引越費用に係る領収書の写し（引越業者又は運送業者を利用した場合）
- (8) リフォーム費用に係る領収書の写し（リフォームをした場合）
- (9) 離職したことを証する書類の写し（離職している場合）
- (10) 貸与型奨学金の年間返済額を証する書類の写し（貸与型奨学金返済を行っている場合）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第 7 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、飯豊町結婚新生活支援事業費補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第 3 号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）で、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに、飯豊町結婚新生活支援事業費補助金交付変更申請書（様式第 4 号）及び第 6 条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書

類を添えて、町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、飯豊町結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、当該交付対象者に通知するものとする。

3 町長は、前2項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

（補助事業実績報告書の省略）

第9条 規則第14条に規定する補助事業実績報告書の提出は省略するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 第7条又は第8条第2項の通知を受けた申請者は、速やかに飯豊町結婚新生活支援事業費補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（補助金返還）

第11条 町長は、交付対象者が、虚偽又は不正の申請を行ったと認められたときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（報告等）

第12条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、交付決定者から報告又は書類の提出を求め、関係書類その他必要な事項を調査することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。